

まちかど救急ステーション標章交付制度に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置するなどの要件を満たした事業所等（以下「まちかど救急ステーション」という。）にまちかど救急ステーション標章（様式5）（以下「標章」という。）を交付する制度を設け、市民が不慮の事故や急病で呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合に、直近のまちかど救急ステーションのAEDにより、除細動を行い、市民を救命できる体制を推進することを目的とする。

(AED設置の推進)

第2条 消防局長（以下「局長」という。）及び消防署長（以下「署長」という。）は、AEDの有効性を含め地域内の事業所、市民等に広報するとともに、AEDの事業所等への設置を推進する。

2 署長は、応急手当の円滑な実施により、安全で安心なまち「こうべ」を実現するため、一定の要件を満たす事業所等に対し、標章を交付することができる。

(標章交付要件)

第3条 標章については、次の各号に該当する事業所等のうちから署長が適当と認めたものに対して交付する。

- (1) AEDが設置され、適切な維持管理がされていること。
- (2) 不特定の市民等の求めに応じて、AEDを提供（貸出）することに同意されていること。
- (3) 協力時間中（営業時間等とは関係なく実際にAEDを提供できる時間）は、AED等の資器材を速やかに提供できる体制が整えられていること。
- (4) 事業所等の名称・所在地等を神戸市のホームページや広報誌等により、市民等に広く広報することに同意されていること。

(標章交付申請)

第4条 標章の交付を申請する事業所等の代表者は、まちかど救急ステーション標章交付申請書（様式第1）（以下「標章交付申請書」という。）により、所轄署長へ申請するものとする。

(標章の交付)

第5条 前条の申請を受けた署長は、第3条各号に定める事項について適合していると認める場合は、まちかど救急ステーション標章交付台帳（様式第3）（以下「台帳」という。）に記載し、まちかど救急ステーション標章交付証（様式第4）（以下「標章交付証」という。）及び標章を交付するものとする。

2 署長は、標章交付証を交付後、まちかど救急ステーション登録報告書（様式第2）を作成し、標章交付証及び標章交付申請書の写し、付近見取図（様式第6）、AED設置状況写真（様式第7）を添付し、局長へ報告するものとする。

(標章の掲示)

第6条 標章を交付された事業所等は、標章を事業所等の出入口、AED設置場所等公衆が見やすい場所に掲示する。

(廃止・変更に関する届出)

第7条 標章を交付された事業所等は、交付要件を満たさなくなった場合、又は、標章交付証の記載事項に変更があった場合は、まちかど救急ステーション（廃止・変更）に関する届出書（様式第8）により、署長に届け出るものとし、廃止の際は、標章交付証及び標章を返納するものとする。

2 署長は、前項の届出について、標章の交付要件を満たさない、又は、標章交付証の記載事項に変更があったと認めたときは、台帳の記載を削除、又は、修正し、まちかど救急ステーション（廃止・変更）に関する報告書（様式第9）（以下「廃止・変更報告書」という。）により局長へ報告するものとする。また、標章交付証の記載事項に変更があった場合は、新たに標章交付証を交付するものとする。

(標章交付の取消等)

- 第8条 署長は、標章交付の事業所等に第3条各号に該当しない事由等が生じたとき知り得たとき、又は、その他交付しがたいと認められる事由があるときは、交付を取り消すことができる。
- 2 署長は、前項の規定により、標章の交付を取り消した場合、台帳から記載を削除し、標章交付証及び標章の返納を求め、廃止・変更報告書により、局長に報告するものとする。
- (事業所等の責務)
- 第9条 標章交付の事業所等は、従業員等に対し応急手当に必要な知識・技能の指導育成に努めるものとする。ただし、終日にわたり無人となる事業所等の場合はこの限りではない。
- (消耗品の交付要件)
- 第10条 局長及び署長は、市民等が不慮の事故や急病で呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合、直近のまちかど救急ステーションのAEDを市民等が借用し、使用した場合において、一定の要件を満たした場合に限り、借用元のまちかど救急ステーションへ消耗品を交付することができる。
- 2 交付することができる消耗品は、以下の通りとする。
- (1) AED使い捨てパッド
- 3 交付するにあたり、以下の要件を満たしていること。
- (1) AED使用事案発生時に、AED借用元の事業所等がまちかど救急ステーションに登録されていること。
- (2) AED使用事案が、AED借用事業所外で発生し、傷病者が従業員等、AED借用事業所に関連した者ではないこと。
- (3) 消耗品の交換に際してAED設置者への費用負担が発生する場合。
- (4) 使用されたAEDがまちかど救急ステーション設置のAEDであることを消防職員が確認していること。
- (5) まちかど救急ステーション代表者からの申請を受け、交付すること。
- (6) 交付する際は、原則使用した消耗品と引き換えとすること。
- (消耗品交付申請)
- 第11条 消耗品の交付を申請するまちかど救急ステーション代表者は、まちかど救急ステーション消耗品交付申請書(様式第10)(以下「消耗品交付申請書」という。)により、まちかど救急ステーションが設置されている場所の所轄署長へ申請するものとする。
- 2 申請可能な期間は、原則AED使用事案発生日から30日以内とする。
- (消耗品交付申請報告)
- 第12条 前条の申請を受けた署長は、第10条3項各号に定める事項について調査し、適合していると認める場合は、まちかど救急ステーション消耗品交付申請報告書(様式第11)(以下「消耗品交付申請報告書」という。)を作成し、消耗品交付申請書の写しを添付し、局長へ報告するものとする。
- 2 局長は、消耗品交付申請報告書を受けた後に交付用消耗品を購入し、所轄消防署へ送付するものとする。
- (消耗品の交付及び記録)
- 第13条 消耗品を受け取った所轄消防署は、まちかど救急ステーション代表者へ直接交付する。その際にまちかど救急ステーション消耗品受領書(様式第12)を徴収し、原本を救急課へ送付し、写しを消防署で保管するものとする。
- 2 消耗品を購入した場合は、まちかど救急ステーション消耗品交付記録表(様式第13)に記載すること。
- (運用細則)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

この要綱は、平成 17 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 10 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に効力を有する消防長のまちかど救急ステーションの標章の交付について、要綱施行後においては、消防署長の行った交付とみなす。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。